平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 保土谷化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多野 利和
（コード番号 4112 東証 1 部）
問合せ先 執行役員経営企画部長 富山 裕光
（TEL 03-5299-8019）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 155 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的
社外取締役および社外監査役として、期待される役割を十分に果たすことができる人材の招聘を、将来にわたり円滑に行なうため、社外取締役および社外監査役と当社との間に、会社法第 427 条第 1 項に定める「責任限定契約」を締結することを可能とする旨の規定を、第 27 条(社外取締役との責任限定契約)および第 35 条(社外監査役との責任限定契約)として、新設するものであります。
なお、第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容
変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以 上

（別紙）

（下線は変更箇所を示す）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第 26 条　（条文省略）	第1条～第 26 条 （現行どおり）
（新設）	（社外取締役との責任限定契約） 第 27 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 27 条～第 33 条 （条文省略）	第 28 条～第 34 条 （現行どおり）
（新設）	（社外監査役との責任限定契約） 第 35 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第 34 条～第 40 条　（条文省略）	第 36 条～第 42 条　（現行どおり）